平成２１年（フ）第３０１４号
愛知県春日井市押沢台２丁目３番地２　タウニー押沢台Ｂ棟202号
破産者　中峯　茂正
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９８号
滋賀県栗東市手原５丁目２番15―402号、開始決定時の住所滋賀県草津市西渋川２丁目６番35号
破産者　大山　　了
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６７８号
奈良市柳生下町246番地
破産者　畑中　祥子
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第６７９号
奈良市柳生下町247番地
破産者　畑中　康伸（旧姓吉﨑）
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０２２号
広島県東広島市高屋高美が丘８丁目10番10号
破産者　河村　知明
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７６号
広島市東区牛田中２丁目１番９―201号
破産者　山崎くんこと　山崎　　稔
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０号
広島県呉市広白石４丁目６番７号
破産者　原田　富榮
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第５１９号
高知市高須３丁目29番２―７号
破産者　中越　まち
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３９号
長崎県諫早市高来町町名196番地２
破産者　東川　静夫
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
秋田市牛島西２丁目10番７棟６号
破産者　佐々木有希子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７号
秋田県能代市字不老岱35番地６
破産者　佐藤　　清
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３３３号
山形県南陽市金山3894番地の２
破産者　山口　　茂
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３５号
山形県天童市大字矢野目2405番地
破産者　新関ゆかり
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８３号
山形県寒河江市大字日田字五反72番地　ひがし団地４号棟402号室
破産者　秋場　英朗
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２６号
千葉県山武郡大網白里町上貝塚439番地18
破産者　池田冨士雄
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１９３号
横浜市港南区丸山台１丁目８番７号　ウエストキャナル203、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区東川島町41番地19　フェイム上星川602号
破産者　佐川　好正
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９５７号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台５―101号、前住所奈良県北葛城郡上牧町米山台４丁目10番７―１号
破産者　松井　宏亮
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７２８号
大阪府泉南市信達大苗代1118番地の18、開始決定時の住所大阪府泉南市信達市場116番地の396
破産者　中井　正尚
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
堺市美原区さつき野西３丁目９番地４
破産者　西亀　幸江
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係